
平成21年第6回大和町議会定例会会議録

平成21年9月11日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務 まちづくり 課長 対策 官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策 官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	主 幹	佐々木 とみ江
班 長	瀬戸 正志		

議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「認定第 1 号 平成 2 0 年度大和町一般会計歳入歳出決算の
認定について」
- 日程第 3 「認定第 2 号平成 2 0 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 4 「認定第 3 号平成 2 0 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 5 「認定第 4 号平成 2 0 年度大和町宮床財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 6 「認定第 5 号平成 2 0 年度大和町吉田財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 7 「認定第 6 号平成 2 0 年度大和町落合財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 8 「認定第 7 号平成 2 0 年度大和町奨学事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 9 「認定第 8 号平成 2 0 年度大和町老人保健特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 1 0 「認定第 9 号平成 2 0 年度大和町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 1 1 「認定第 1 0 号平成 2 0 年度大和町下水道事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 1 2 「認定第 1 1 号平成 2 0 年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 1 3 「認定第 1 2 号平成 2 0 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
歳入歳出決算の認定について」
- 日程第 1 4 「認定第 1 3 号平成 2 0 年度大和町土地取得特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第15「認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第16「決算特別委員会の設置について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時56分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、おそろいですから、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番大友勝衛君及び14番中川久男君を指名します。

日程第2「認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて」から
日程第15「認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定に
ついて」まで

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、認定第1号 平成20年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第14号 平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して提出者の説明を求めます。町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

おはようございます。

それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

認定第2号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条の第3項の規定により、平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会にお願いするものでございます。

各種会計決算書の86ページをお願いいたします。なあ、あわせまして主要な施策の成果に関する説明書の120ページから122ページの参照をお願いいたします。

決算書86ページでございます。

歳入でございます。

1款国民健康保険税。国民健康保険税につきましては、1目、2目、全体で調定額に対する収入済額、収入率は58.89%でございました。現年度分といたしまして83.73%、滞納繰越分としまして13.66%の、ならしまして58.89%の調定でございました。

次のページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございます。これにつきましては督促手数料の収入でございます。調定どおりの収入済額でございました。965通分の督促手数料でございます。

3款国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、国の方からの医療費に対しまして負担金、補助金、交付金でございまして、調定額どおりの収入でございました。

次のページをお願いいたします。

88ページ、後段の4款でございます。療養給付費の交付金でございます。これにつきましては退職者医療に係ります交付金でございまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。調定どおりの収入でございました。

5款前期高齢者交付金でございます。前期高齢者は65歳から74歳までの方でございますけれども、その方の分の医療費に対しまして交付金でございまして、調定額どおりの収入でございました。

6款県支出金でございます。県支出金につきましても医療費に対する負担金、交付金でございます。国庫支出金同様の内容の項目となっております。調定どおりの収入でございます。

次のページをお願いいたします。

7款共同事業交付金でございます。この交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するための交付金でございます。国民健康保険連合会よりの共同事業者交付金としてでございます。調定どおりの収入でございます。

8款財産収入でございます。これにつきましては国保の基金利子でございます。

次のページでございます。

9款繰入金から11款の諸収入までにつきましては、繰入金、繰越金、預金利子、医療費精算に伴います還付金等の収入でございます。すべて調定どおりの収入でございます。

94ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の13節委託料でございます。この委託料につきましては、国民健康保険事務の電算処理の委託料及び各種医療事務の一元化、電子化に向けての作業、20年度ございまして、その電子化に向けた作業の委託料でございます。

2目の団体負担金につきましては、主に国保連合会の運営に要します町村割負担金でございます。

2項徴税费でございます。国民健康保険税の徴収事務に要しました経費でございます。

次のページ、3項運営協議会費でございますけれども、国民健康保険運営協議会に要しました経費でございます。1節の報酬につきましては、国民健康保険運営委員9名分の報酬、9節につきましては、費用弁償等でございます。

4項趣旨普及費でございます。国保制度等に関します啓発用のパンフレット印刷等ございました。

2款保険給付費1項療養諸費につきましては、本町の医療費の公費負担分、そのうち7割負担分につきまして国保連合会へ支払った負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

2項高額療養費でございます。高額療養費につきましても1項同様の負担金でございます。国保連合会への支払いでございました。

3項葬祭費につきましては、お亡くなりになりました方々40人分の5万円という金額でございました。

4項出産育児諸費でございます。これにつきましては赤ちゃん出産ということで、28件の出産一時金でございました。

次のページをお願いいたします。

3款の後期高齢者支援金から次のページの7款共同事業拠出金まででございますけれども、これにつきましてはそれぞれの医療費の負担金でございます。社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会へ負担したものでございます。医療費に充当するものでございました。

次のページの99ページの後段でございますけれども、8款でございます。保健事業費1項特定健康診査等事業費でございます。これにつきましては、平成20年度より始まりました特定健診、すなわち生活習慣病対策事業でございます。一般的に言われますメタボ対策に要した経費でございます。平成20年度の健診を受診されました方々は、説明書にも書いてございますけれども、1,918人でございます。48.49%の受診率でございました。

次のページの13節の委託料、委託先でございますけれども、この健診につきましては、成人病予防協会、宮城県の成人病予防協会の方へ委託をさせていただきました。

2項保健事業費でございます。これにつきましては、主なものとして健康保険事業の推進業務に要した経費でございます。集団検診、健康教室、がん検診等に要した費用でございます。7節の賃金につきましては、医療費の通知等の事務賃金、8節につきましては、健康世帯、優良世帯等への記念品等でございます。13節につきましては、医療費の通知書等の電算委託した分の委託料でございます。28節の繰出金につきましては、国保特別会計より町の方の一般会計へ委託をお願いした分の繰出金でございます。内容としましては、集団健診等で国民健康保険に該当する方々の分を町と一緒に健診をしていただきまして、その分の費用を人数分国保の方から支出したものでございます。

9 款の基金積立金につきましては、基金積み立て利子相当分でございます。

次のページ、11 款諸支出金でございますけれども、これにつきましては税の還付金、それから医療費、お医者さんの医療費の錯誤等精算による返還金等でございます。

103 ページをお願いいたします。

103 ページでございます。平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額21億 5,281万 6,000円、歳出総額21億 1,763万 8,000円、歳入歳出差引額 3,517万 8,000円、実質収支額としまして 3,517万 8,000円でございます。うち地方自治法による基金繰入額としまして 2,000万円を基金の方に繰り入れいたしました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

議案書の28ページであります。認定第3号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233条第3項の規定によりまして、平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書であります。108ページをお願いいたします。あわせて成果に関する説明書 123ページを参照いただきたいと思います。

最初に歳入でございますが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございますが、収入済額 1 億 9,500万 1,490円となりまして、調定対比で94.1%であります。収入未済額につきましては、滞納繰越分を含めまして 1,023万 4,330円でございます。

次に、2 款 1 項 1 目であります。督促手数料でございます。

2 項 1 目の介護予防手数料でございますが、ホームヘルパー派遣手数料、生活援助事業利用者負担でございます。

109ページであります。3款1項1目介護保険給付費でございますが、介護給付費の20%相当分の現年度国庫負担金でございます。

2項1目調整交付金につきましては、原則といたしまして給付費の5%相当分でございますが、20年度につきましては6.36%の交付となっております。

2目、3目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分、包括的支援事業・任意事業に係る交付金でございます。

110ページであります。3款2項4目の事業費補助金でございますが、介護保険システム改修事務に係る補助金でございます。

5目の介護従事者処遇改善特例交付金でございますが、介護報酬3%アップによる介護保険料の上昇分でございます。

4款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の31%相当分の社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。

2目につきましては、地域支援事業交付金といたしまして地域支援事業の介護予防事業分、介護予防分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款1項1目介護給付費負担金でございますが、介護給付費の12.5%相当分の県からの負担金でございます。

111ページであります。3項1目及び2目につきましては、地域支援事業の介護予防事業と包括的支援事業・任意事業に係る補助金でございます。

112ページをお願いします。

6款1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7款1項1目一般会計繰入金の1節につきましては、介護給付費の12.5%分の法定分であります。2節につきましては、職員7名分の給与費等の繰り入れであります。3節、4節につきましては、地域支援事業の介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業に係る繰り入れでございます。

113ページであります。8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9款2項1目につきましては、特別会計の預金利子でございます。

114ページでございます。3項4目雑入でございますが、介護予防サ

ービス計画費等収入でございますが、介護予防プラン作成に係る収入とグループホームすずらの土地貸付料の運営法人からの収入、任意事業での配食サービス利用者負担金でございます。

次に、115ページの歳出でございます。

歳出の1款1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費等でございます。11節につきましては、コピー料、物品購入、予算・決算書印刷費であります。12節につきましては、介護保険システム及び機器の保守点検料、グループホームすずらの建物共済の共済費などがございます。13節につきましては、介護保険システム改修業務の委託に要した費用でございます。14節につきましては、介護保険事務処理システム機器の借上料、グループホームすずらんに係る土地借上料、19節は認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金でございます。25節につきましては、介護財政調整基金、介護従事者処遇改善特例基金への積み立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費、11節及び12節でございますが、介護保険料の賦課徴収に要した費用でございます。

116ページをお願いいたします。

3項1目認定調査等費、8節につきましては、認定調査員6名の報償費でございます。11節は、公用車2台の車検整備、燃料費等でございます。12節は、主治医の意見手数料のほか電話、郵便料代等でございます。19節ですが、介護認定審査会運営経費といたしまして黒川地域行政組合への負担金でございます。

4項1目計画策定委員会費、1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要した費用でございます。11節につきましては、第4期介護保険事業計画書印刷等に要したものでございます。13節につきましては、計画策定に係る業務委託に要したものでございます。

117ページでございますが、2款保険給付費につきましては、それぞれ介護サービスの実績に基づく給付でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費は、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護サービス給付費、住宅改修費、福祉用具購入に係る給付費でございます。

2目施設介護サービス給付等費は、老人福祉施設、老人保健施設等、計

1,594件分の給付費でございます。

3目の居宅介護サービス計画等費は、ケアプラン作成に伴う負担金でございます。

4目の地域密着型サービス給付等費は、地域密着型介護サービスとしてのグループホームや通所サービスに係る給付費でございます。

2項1目審査支払手数料、12節につきましては、1万8,233件分の介護給付費審査手数料でございます。

118ページでございますが、3項1目高額介護サービス等費でございますが、19節につきましては、1,209件分の高額介護サービス等の給付費でございます。

4項1目及び2目は、1,406件分の特定入所者介護サービス費でございます。

119ページであります。5項1目から3目につきましては、要介護認定、要支援1・2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

3款1項1目は、県財政安定化基金への拠出金でございます。

4款1項1目は、第1号被保険者への還付でございます。

120ページでございます。

4款1項3目23節でございますが、平成19年度分の介護給付費の精算、地域支援事業の事業確定に係る返還金でございます。

5款地域支援事業につきましては、要支援、要介護状態になる前の介護予防の推進事業であります。

1目介護予防特定高齢者施策事業費、7節につきましては、特定高齢者実態把握のための人件費、8節につきましては、認知症介護者に対する支援事業に要した謝礼、13節につきましては、生活機能評価業務、運動機能向上業務の委託でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。7節でございますが、健康貯筋友の会への看護師への謝金、8節につきましては、生き生きサロンなどへの介護予防出前講座の講師謝礼でございます。13節につきましては、ホームヘルパー派遣等による生活援助事業に要した費用でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費、11節につきましては公用車

の維持管理等費、12節につきましてはシステム保守手数料、13節につきましては指定介護予防支援業務委託、14節につきましては機器の借り上げに要した費用でございます。

122ページをお願いいたします。

3日の権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待防止啓発に要した費用でございます。

4日の包括的継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、ケアマネジメントスタッフの研修に要した費用でございます。

5目任意事業費、8節につきましては、愛の訪問員、安心コール事業協力員の謝礼、13節につきましては、配食サービス事業、安心コールセンターサービス事業に要した費用でございます、社会福祉協議会等に委託したものでございます。

123ページであります、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億7,986万3,000円、歳出総額11億6,336万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1,650万3,000円でございます。地方自治法第233条の規定による基金への積み立てにつきましては826万円としてございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

では、議案書の29ページをお願いいたします。

認定第4号 平成20年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

では、決算書の126ページをお願いいたします。あわせまして成果説明書につきましては131ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目の財産貸付収入の土地貸付収入でございますけれども、こちらは宮床生産森林組合と東北電力等に貸し付けを行った山林の収入25万8,897円となっております。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子収入でございます。

銀行分、それから町への運用分という内容になっております。

2 項の財産売払収入につきましての土地売払収入でございますが、こちらはリサーチパーク造成に絡みまして山下大沢線との取り合いの関係で、リサーチパークの売却対象用地として宮城県土地開発公社に処分した面積885.86平方メートルの売り払い代金になってございます。

2 款の基金からの繰入金につきましては、歳入歳出調整のために 6,334万 8,000円を繰り入れしたものでございます。この結果といたしまして、20年度末の基金の残高は5億 7,432万 3,000円となっております。

3 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金、4 款諸収入の預金利子につきましては、歳計現金の利子、2 項の雑入につきましては、直営林の除間伐事業等につきまして、そちらの事務について黒川森林組合にお願いをしてございましたが、平成19年度分の精算としての収入がございましたので、こちらに計上いたしてございます。

3 項の森林総合研究所支出金につきましては、支出の方でもご説明申し上げますが、高山の森林総合研究所の造林地の除伐に要します費用として交付がされたものでございます。

128ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目管理会費につきまして、1 節報酬につきましては、会長、職務代理人、委員 5 名の条例規定によります報酬支出でございます。旅費につきましては、協議会、管理会開催時の費用弁償並びに視察研修の旅費となっております。交際費につきましては、地域団体等への支出となっております。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましての 4 節共済費でございますが、嘱託職員の労働保険支払い分でございます。7 節賃金につきましては、嘱託 1 名、業務員 1 名に要しましたおのおのの賃金でございます。11 節につきましては、予算書、決算書の印刷経費、ページ応分の負担となっております。

2 目の財産管理費でございますが、こちらは直営林等々の管理経費でございます。7 節賃金につきましては、財産区有地全体を、巡視員、毎月 1 回で区域を分けまして 2 名の方をお願いしておりますが、その 2 名の方への年間支出分の賃金でございます。需用費につきましては、山林巡視等々

に要します嘱託員の作業服を購入したものでございます。12節役務費につきましては、森林保険で更新分、高山の部分 11.27ヘクタールの保険更新分でございます。13節委託料につきましては、直営造林地の作業道の刈り払い 6,000平方メートルに要した経費でございます。15節工事請負費につきましては、作業道の修繕といたしまして作業道の下に排水のために暗渠を入れてございましたが、詰まりがありましたのでヒューム管の敷設がえ等々を行っております。19節の負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会ほか3件への負担金でございます。

3目録資源機構分収造林管理費でございますが、こちらの歳入で森林総合研究所支出金、歳出では緑資源機構というふうになってございますが、従来の緑資源機構が機構改革で森林総合研究所という形に名称変更がされた。それが年度途中でございましたので、支出につきましては当初からこの緑資源という名称で項目形成をしておりました。収入につきましては、途中で補正をいたしましたので、その時点での名称を使わせていただきましたので名称が違ってございますが、対象は同じ団体というふうになってございますので、よろしく願いいたします。

9節の旅費でございますが、こちらは緑資源の造林の打ち合わせに要しました旅費でございます。15節の工事請負費につきましては、緑資源、森林総合研究所の造林事業として作業道除伐に高山地内の造林地について行ったものでございます。

4目の諸費につきましては19節負担金につきましては、町の財産区連絡協議会、3財産区がございますので、そちらの連絡協議会への負担金。28節繰出金につきましては、一般会計を經由いたしまして地域団体等への助成を行ったものでございまして、成果に関する説明書の131ページにおのおのの団体名と金額を記載いたしてございますので、ご参照お願いいたします。

130ページをお願いいたします。

宮床財産区の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 7,610万 1,000円、歳出総額 7,524万円、差引額86万 1,000円、繰り越すべき財源につきましては該当ございませんので、そのまま実質収支額86万 1,000円という内容になってございます。

それでは、議案書の30ページをお願いいたします。

議案書の30ページ、認定第5号 平成20年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

では、決算書の133ページをお願いいたします。

1款1項1目総務費県補助金でございますが、こちらは吉田財産区の直営造林に対する補助金でございます。除伐1、それからすそ枝払いを行ったものに対する助成金で24万1,439円の収入でございます。

2款1項1目の財産貸付収入につきましては、財産区有地につきまして愛林公益会それから電力等に貸し付けを行った収入が31万9,482円でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子で、銀行利子で1万3,621円。

財産売払収入の1節の土地売払収入につきましては、吉田字八合田41の3の土地88平方メートルにつきまして、地域の方のご要望に協議をいたしまして売却した収入81万8,400円でございます。立木につきましては該当ございませんでした。

3款1項1目財産造成基金の繰入金につきましては、歳入歳出見合いの中で財源調整といたしまして216万円を繰り入れしたものでございます。この結果といたしまして、20年度末の基金残高は641万円となっております。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入1項1目緑資源機構支出金につきましては、壇ノ下部分につきまして除伐1、除伐2の作業を行ったものに対します収入でございます。

預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

136ページになります。

歳出でございますが、1款1項1目の管理会費につきましては、1節報酬につきましては、条例規定どおり会長、職務代理者、委員5名への支出でございます。旅費につきましては、協議会、管理会への費用弁償、視察の旅費になってございます。交際費につきましては、支出なしとなっております。

2款1項1目一般管理費の11節需用費につきましては、予算書、決算書

の印刷経費でございます。12節、13節につきましては、支出ございませんでした。

2目の財産管理費につきましては、7節、11節支出なく、12節につきましては森林保険、壇ノ下地内の更新保険料でございます。13節の委託料につきましては、直営造林地の除伐、すそ枝払い2.61ヘクタール実施を行ったものでございます。19節負担金及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会ほか3団体への負担金でございます。

137ページになります。

22節補償補てん及び賠償金につきましては、収入で申し上げました八合田の売却、土地売却収入地に対します地上権、愛林公益会の地上権抹消補償金、2分の1相当額としての支出したものでございます。

それから、3目の緑資源機構分収造林管理費でございますが、賃金、旅費、需用費につきましては、支出がございませんでした。12節の役務費につきましては、森林保険の更新部分に対する支出でございます。13節委託料につきましては、緑資源、森林総合研究所造林地の除伐に対します委託料でございます。

諸費の19節につきましては、町の財産区連絡協議会への負担金、28節繰出金につきましては、一般会計を經由しての地域への支援となっておりますが、前段申し上げ、取り落ちてしまいました。132ページの一番後段に内訳が記載してございますので、ご参照お願いいたします。

決算書の138ページになります。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 524万 8,000円、歳出総額 460万 1,000円、差引額64万 7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源、該当ございませんで、実質収支額64万 7,000円となっております。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

認定第6号 平成20年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の141ページになります。

歳入でございます。

成果に関する説明書は133ページになってございますので、あわせてご

参照をお願いいたします。

歳入の財産収入、1款1項1目財産貸付収入の土地貸付収入でございます。相川地区、報恩寺地区、松坂地区の3地区へおのこの貸し付けを行っております収入並びにN T T柱の貸付料の収入合計1万6,697円でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子収入で133万5,236円でございます。

不動産の売払収入につきましては、科目を設定いたしました但、該当はございませんでした。

2款1項1目財産造成基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いの財源調整といたしまして468万3,000円の繰り入れでございます。この結果、20年度末の基金残高は3億2,673万4,000円になってございます。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

4款の諸収入中の預金利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

では、143ページ、歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、1節報酬につきましては、会長、職務代理人、委員5名の条例規定によります報酬支払いでございます。9節旅費につきましては、協議会、管理会開催時の費用弁償並びに研修視察の旅費になってございます。10節交際費につきましては、地域団体への支出という形になってございます。

2款1項1目の一般管理費の11節需用費につきましては、予算書、決算書の印刷経費。

2目の財産管理費につきましての7節賃金につきましては、財産区有地の境界の刈り払いを行った賃金でございます。11節は支出ございませんで、19節につきましては、町山火事防止連絡協議会への負担金。

3目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金は、町財産区連絡協議会への負担金、28節繰出金につきましては、133ページの後段に記載してございますが、一般会計を経由しての地域内団体への助成金の内容になってございます。

145ページをお願いいたします。

落合財産区の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 670万 7,000円、歳出総額 637万 6,000円、差引額33万 1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は該当なく、実質収支額も33万 1,000円となっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

議案書32ページをお願いいたします。

認定第7号 平成20年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、決算書148ページをお願いいたします。成果に関する説明書134ページもあわせてご参照願いたいと思います。

まず、歳入であります。

1款1項1目利子及び配当金につきましては、基金からの利子収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金となります。

149ページになります。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学生の奨学金の償還金で、71名からの収入でございます。なお、収入未済額48万 2,500円につきましては8名分でございます。引き続き償還に向けた督促等に努力してまいりたいと考えています。

150ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節貸付金につきましては、高校生7名、大学生23名、合計30名に対しての奨学金の貸し付けを行ったものでございます。

2目の事務費につきましては、奨学事業審議会2回の開催に伴う費用でございます。

151ページをお願いいたします。

平成20年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 772万 2,000円、2、歳出総額 692万 4,000円、差し引き79万 8,000円でございます。実質収支も同じ金額の79万 8,000円となったものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）
続きまして、議案書の33ページをお願いいたします。

認定第8号でございます。平成20年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成20年度の大和町老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の154ページをお願いいたします。あわせまして主要な施策の説明書の135ページを参照願います。

歳入でございます。

1款支払基金交付金でございます。これにつきましては1目、2目とも社会保険診療報酬支払基金からの医療費の実績に対します交付金でございます。調定どおりの収入でございました。

2款国庫支出金、3款県支出金につきましては、支払い医療費に対しまして国及び県からの負担金でございまして、調定どおりの収入でございます。

4款繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れ、5款繰越金につきましては、前年度よりの繰り越しでございます。

156ページをお願いいたします。

6款の諸収入でございまして、3項雑入1目第三者納付金でございます。これにつきましては交通事故に対しましての求償でございまして、公費で立てかえした分の相当分を納付いただいたものでございまして、事故

は1件でございました。

2目返納金につきましては、医療費の病院等におきます錯誤の調整に対する返納金でございます。

次のページ、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費につきましては、老人会計医療費に要しました経費でございます。

2款医療諸費1項につきましては、老人医療費の負担金としまして公費分9割を国保連合会、社会保険支払診療基金に支払ったものでございます。

3款の諸支出金でございますけれども、158ページをお願いいたします。

3款1項1目の償還金でございます。これにつきましては、平成19年度分の医療費におきまして医療費の精算に対します県負担金実績を超過したため、20年度にその分を償還したものでございます。

159ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億8,389万2,000円、歳出総額1億7,056万1,000円、差引額1,333万1,000円、実質収支額も同額でございます。以上でございます。

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。

認定第9号でございます。平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

各種会計決算書の162ページをお願いいたします。あわせまして施策に関する成果の説明書136ページをご参照願います。

歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料1項1目、2目でございますけれども、これにつきましては後期高齢者の皆様方からの保険料でございまして、大和町、平成20年の収納率、徴収率99.48%ということでございます。特別徴収、普通徴収の想定どおりでございまして、収納率が99.48%となった

ところでございます。

2 款使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収入でございます。

3 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、事務費、職員人件費、保険料の軽減措置等に相当分として繰り入れされたものでございます。

164ページをお願いいたします。

4 款諸収入の3 項 1 目預金利子につきましては、歳計現金利子。

4 項受託事業収入でございます。受託事業収入につきましては、宮城県の後期高齢者広域連合会よりの健康診断、後期高齢者の皆様方の健康診断 678人分を広域連合にかわって大和町が健康診断したということで、その実績に基づく受託料として入ったものでございます。

次のページの歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございまして、この中の主なものとしましての13節委託料でございます。これにつきましては、後期高齢者の医療システムの運用支援の保守業務、それから宮城県後期高齢者広域連合会への審査業務の委託料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費でございまして、印刷代、郵送料等でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金、負担金でございまして、高齢者、本町、20年度 2,744人分の保険料でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款の諸支出金、4 款の予備費につきましては、支出はございませんでした。

167ページをお願いいたします。

平成20年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億 4,732万 8,000円、歳出総額 1 億 4,233万 1,000円、差引額 499万 7,000円、実質収支額も同額でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

認定第10号でございます。平成20年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233条第 3 項の規定により、平成20年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の 170ページ以降でご説明をいたします。なお、本事業の実施概要等につきましては、施策の成果に関する説明書 137ページ以降に記載をしてご報告いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

決算書の 170ページ、事項別明細書でございます。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金につきましては、1 節公共下水道費受益者負担金、現年度分につきましては収納率83.9%となっております。滞納繰越分につきましては10.5%でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料の方でございますが、1 節現年度分につきましては収納率98.7%、2 目滞納繰越分につきましては収納率で41.4%となっております。

2 項手数料につきましては、調定どおりの収入となっております。

171ページでございますが、3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金、これにつきましては事業費の2分の1の補助となっておりますが、今回、大和リサーチパーク及び大和流通団地関連事業、これらの一部繰り越しに係る 2,429万 6,000円が収入未済となっております。

4 款繰入金でございます。173ページ、4 款の繰入金から7 款の町債の下水道債まで、調定どおりの収入でございます。

次、支出をお願いいたします。174ページでございます。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか使用料等の賦課徴収、それから水質の規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。

主なものでございますが、11 節需用費につきましては、マンホールポンプの電気料、修繕料などがございます。12 節役務費につきましては、マン

ホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管等の清掃手数料でございます。13節の委託料につきましては、料金算定業務、メーター検針業務、これらにつきまして水道事業への委託しておりますので、その委託料及び流域下水道への接続点9カ所、それから特定事業所24カ所でございますけれども、これらの水質検査の委託料でございます。それから、下水道台帳の作成、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものでございます。19節負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金と仙台市下水道管理負担金、これが主なものでございます。補助金につきましては、水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金 225件分でございます。27節につきましては消費税、地方消費税分でございます。

次に、2項1目建設費でございます。これらにつきましては、公共下水道の補助事業分、それから単独事業分の実施経費のほか、流域下水道への建設負担金が主なものでございます。

7節賃金につきましては、事務費、事務補助員の賃金。175ページになります。11節需用費につきましては、事業に係る消耗品、燃料費等でございます。13委託料につきましては、大和流通団地下水道管の管渠設計業務の委託に要したものでございます。14節につきましては、積算システムの借上料、15節工事請負費につきましては、補助事業分といたしましては、鶴巣、大平、吉田、高田地区の污水管拡充整備工事及び大和流通工業団地それから大和リサーチパーク関連事業による排水管の布設工事でございます。整備延長で4,246メートルでございますが、大和流通団地工事関連等の工事が一部繰り越しとなっております。

次に、単独事業でございますが、単独につきましては、大平地区、高田地区、吉岡柴崎地区におきます污水管の拡充整備を行っております。延長延べで640メートルの管渠工事、それから小鶴沢北目幹線におきますマンホールの設置、管渠の整備を行ったものでございます。19節につきましては、吉田川流域下水道と仙台市に対する建設負担金でございます。

2款公債費でございます。1項1目元金につきましては87件の償還、2目利子につきましては98件の支払いでございます。

なお、平成20年度末の下水道事業の借り入れ残高につきましては、前年対比で1億1,664万8,000円の減で、61億5,502万2,000円となっております。

176ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額14億 4,797万 2,000円、歳出総額14億 4,628万 5,000円、歳入歳出差引で 168万 7,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源ですが、一般財源分としまして明許繰越 9万 6,000円、これによりまして実質収支で 159万 1,000円となっております。よろしくをお願いいたします。

次に、議案書の36ページでございます。（「休憩」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 10時 59分 休 憩

午前 11時 10分 再 開

議長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長 渋谷久一君。

上下水道課長 （渋谷久一君）

それでは、次の事業になりますけれども、その前に、先ほど下水道事業の関係の借り入れ残高の増減につきまして1億 1,600万円と申し上げましたが、大変申しわけございませんでした。9,994万 8,000円の減でございます。失礼を申し上げます。

それでは、議案書の36ページをお願いいたします。

認定第11号でございます。平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233条第 3 項の規定により、平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案書の 179ページからで説明を申し上げます。この事業の実施概要につきましては、成果に関する説明書 139ページ

に記載しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

決算書の 179ページの歳入歳出の事項別明細書でございます。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目農業集落排水事業分担金でございます。関係地区の受益者分担金でございます。現年分84件でございますが、収納率75.8%でございます。2 節滞納繰越分につきましては、収納率19.8%となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目農業集落排水処理施設使用料でございます。現年分につきましては、収入済額 581万 2,491円、収納率は96.6%でございます。滞納繰越分につきましては、53.5%の収納率となっております。

180ページの県支出金でございます。農業集落事業費県補助金につきましては、平成20年度から平成26年度までの7カ年で2億 760万円の交付金の交付予定がございますが、毎年度定額交付となっております、当年度の確定した補助金額につきまして決算をいたしております。

4 款繰入金につきましては、財源調整のための一般会計からの繰り入れでございます。

5 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金となっております。

181ページ、6 款諸収入につきましては、預金利子でございます。

歳出でございます。

182ページになります。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンター運営管理費及び区域内のマンホールポンプの維持管理に要した経費でございます。

主なものといたしまして、11節需用費は、クリーンセンター、マンホールポンプの電気料と消耗品代等でございます。13節につきましては、使用料の徴収業務の委託、それから電気工作物保安管理業務の委託料でございます。19節負担金につきましては、県の排水事業推進協議会への負担金でございます。

2 款公債費につきましては、公営企業金融公庫等の元金3件の償還、利子16件の支払い分でございます。

なお、平成20年度末の借り入れ残高につきましては、7億 3,406万 6,00

0円となっております。

184ページをお願いいたします。

実質収支の調書でございます。

歳入総額 3,828万 6,000円、歳出総額 3,820万 6,000円、差し引き 8万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源等はないので、実質収支額も同額の 8万円でございます。以上でございます。

次は、議案書の37ページをお願いいたします。

認定第12号でございます。平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233条第 3 項の規定により、平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の 187ページ以降でございます。主要な施策につきましては、説明書の 140ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

187ページの事項別明細書でございます。

歳入から説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金、新規設置分42基、移行分の11基、合わせて53基の設置者からの分担金でございます。

2 款 1 項 1 目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理移行、 273基管理移行となっておりますけれども、これからいただいております使用料の収入でございます。

3 款 1 項 1 目につきましては国庫補助金でございますが、42基の新規整備に対する補助金でございます。補助率は2分の1ということになっておりますが、交付金対応でございますので、前年度からの精算等によって調整後の補助金額の収入済みとなっております。

188ページでございます。

4 款繰入金につきましては、財源調整のための一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、6 款諸収入につきましては、調定どおりの収入となっております。

189ページ、2 項雑入につきましては、消費税の還付金でございます。

7款町債1項1目下水道債につきましては、事業執行に必要な財源の確保を図ったものでございます。

190ページの歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、管理浄化槽273基の維持管理に要したものでございます。

主なものといたしまして、11節につきましては、消耗品、燃料等、浄化槽の修繕費等でございます。12節につきましては、浄化槽の法定検査手数料でございます。13節につきましては、保守点検業務委託料が主なものとなっております。19節の負担金につきましては、県の合併処理浄化槽普及促進協議会、これの負担金でございます。

次に、2項合併処理浄化槽建設費でございます。これにつきましては、浄化槽の新設建設に要した費用でございます。11節につきましては、建設事業に係る消耗品、燃料代等でございます。

191ページでございます。

15節工事請負費につきましては、浄化槽42基の設置工事に要した費用でございます。宮床地区に26基、吉田地区に12基、鶴巣地区に4基設置をいたしております。19節につきましては、吉岡西部区域内の浄化槽、補助金対応2件分でございます。

2款1項公債費につきましては、財務省財政融資資金1件の利子支払い分でございます。

なお、20年度末の借り入れ残高、この特別会計におきましては9,130万円となっております。

192ページの実質収支でございます。

歳入総額7,227万円、歳出総額7,187万5,000円、差し引き39万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の39万5,000円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

認定第13号 平成20年度大和町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の 195ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目の利子及び配当金につきましては、土地基金の利子収入3万 2,500円でございます。

2目の財産貸付収入につきましては、1件分でございますが、19年、20年分の2カ年分の収入で 5,440円となっております。

2款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金、3款1項1目の町預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

歳出につきましてはの1款1項1目の需用費につきましては、予算書、決算書の支出経費でございます。

197ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額16万円、歳出総額 4,000円、差引額15万 6,000円で、繰り越すべき財源は該当ありませんので、実質収支も同額の15万 6,000円となっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長 （渋谷久一君）

次に、議案書の39ページでございます。

認定第14号でございます。平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の 198ページからでございます。水道事業の決算報告書でございます。なお、本事業の実施概要につきましては、施

策の成果に関する説明書の 142ページ以降、報告書を掲載しておりますので、あわせてご参照お願いいたします。

それでは、決算書の方で説明を申し上げます。

198ページの決算書でございます。

収益的収支からご説明いたします。これはいずれも消費税込みの決算でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益につきましては、決算額 8億 9,900万 8,342円、前年比で 6.4%の増となっております。

内訳ですが、1項営業収益につきましては、6億 6,062万 583円で、前年比 1.2%の増でございます。

2項営業外収益につきましては、2億 3,791万 7,759円で、前年比24%の増となっております。

3項特別利益につきましては、前年度確定の繰入金等の当年度収入分の計上でございます。

次に、支出ですが、1款水道事業費用につきましては、決算額 8億 3,691万 3,627円となりまして、これは前年対比で 2.1%の増となっております。

内訳ですが、1項営業費用につきましては、7億8,763万2,092円で、前年対比 3.9%の増となっております。

2項営業外費用につきましては、4,928万 1,535円で、前年の90.1%となっております。

以上の結果でございますが、収入支出差引 6,209万 4,715円の黒字決算となっております。消費税収支差額 787万 457円、これを含んだ決算収支でございます。

次に、199ページの資本的収支でございます。

収入でございます。

1款資本的収入につきましては、決算額 1億 8,864万 8,449円で、前年の 274%となっております。

この内訳ですが、1項企業債につきましては、1億 6,550万円で、保証金免除繰上償還措置借換債の増加等によるものでございます。前年比 434倍でございます。企業債につきましては、繰り越し事業分の起債がございまして、この分が減となっております。

2項出資金につきましては、1,661万8,000円で、前年の82.8%となっております。

4項負担金につきましては、前年同額、5項固定資産売却代金につきましては、本年度、北部工業団地内の町道廃止に伴います配水管の売却代60万9,449円の計上でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出につきましては、決算額3億3,732万5,712円で、前年比40.8%の増となっております。

この内訳ですが、建設改良費7,603万6,699円で、前年の71.1%となっておりますが、リサーチパーク、山ノ神禅興寺線等の配水管布設2件が繰り越しとなっております。

2項企業債償還金でございますが、2億6,093万7,585円で、保証金免除繰上償還により前年の198%になっております。

3項国庫補助金返還につきましては、消費税相当分につきまして国へ返還したものでございます。

以上の収支によります資本的収支、収入から支出に不足します1億4,867万9,263円につきましては、過年度損益勘定留保資金から1億3,582万6,419円、建設改良資金から1,000万円、さらに消費税資本的収支調整額285万2,844円をもって補てんをいたしたものでございます。

次に、200ページの損益計算書となります。

この計算書につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益6億3,056万2,209円で、前年比1.3%の営業収益の伸びとなっております。2の営業費用につきましては7億6,017万5,583円で、前年比3.9%増でございます。営業損失につきましては、18.4%増の1億2,961万3,374円となっております。損失の増加につきましては、受水費の増加が主なものでございます。

次に、3の営業外収益でございますが、他会計補助金、開発負担金が主なもので、2億3,264万8,429円、4の営業外費用につきましては、支払い利息が主なものでございます。これらの合計、営業外収支につきましては1億8,336万7,632円の黒字になっておりますことから、経常利益5,375万4,258円となったものでございます。これに特別利益を合わせた当期純利益につきましては、5,422万4,258円となっております。さらに、繰越

利益剰余金を合わせた当期末未処分利益剰余金につきましては、5,423万1,395円となっております。

次に、201ページの剰余金計算書でございます。

これにつきましては、剰余金の部と資本剰余金の部でございますが、利益剰余金の部でございますが、減債積立金、これにつきましては前年度100万円の繰り入れで、年度末で280万円。2の利益積立金につきましては、前年度600万円の繰り入れございましたので、年度末残高は2,202万7,928円。3の建設改良積立金でございますが、前年度繰り入れ、それから処分ともに1,000万円ございました。年度末残高は1,000万円でございます。積立金の合計額につきましては、700万円の増加で3,482万7,928円となっております。

次に、5の未処分利益剰余金の部でございますが、前年度の利益剰余金の処分額としまして減債積立金、利益積立金、それから建設改良積立金、合計1,700万円を処分いたしておりますことから、年度末の残高は7,137円となっております。当年度と合わせまして5,423万1,395円となっております。

次に、資本剰余金の部でございますが、国庫補助金につきましては、当年度の返還金を差し引いた金額でございます。2の受贈財産評価額につきましては、変更がございません。次に、3の負担金でございますが、これは当年度発生額43万9,000円いただいておりますので年度末残高増加しております。5のその他資本剰余金は増減がございません。これによりまして、翌年度繰越資本剰余金につきましては、28億4,620万8,078円となっております。

次に、202ページをお願いいたします。

平成20年度の剰余金の処分計算書でございます。

1の当年度未処分利益剰余金につきましては、先ほど申し上げました5,423万1,395円となっております。これを、剰余金の処分額でございますが、減債積立金に280万円、利益積立金に1,000万円、建設改良積立金に4,100万円、合わせまして5,380万円を処分いたすものでございます。これによりまして翌年度繰越剰余金につきましては43万1,395円とするものでございます。

次に、貸借対照表でございます。

203ページでございます。

貸借対照表の資産の部につきましては、固定資産、（１）の有形固定資産につきましては、土地、家屋、構築物などでございますが、合計で56億6,210万4,786円で、前年の98.5%となっております。無形固定資産につきましては、電話加入件、ダム使用権等でございますが、固定資産合計では前年比98.5%でございます。56億6,295万4,467円でございます。

２の流動資産でございますが、現金、預金、未収金などで、前年比113.6%の5億9,908万9,876円となっております。

これによりまして資産の合計62億6,204万4,343円、これは前年比で99.8%、1,186万円ほどの減でございますが、ほぼ横ばいで資産推移している状況でございます。

次に、負債の部でございますが、３の固定負債はございませんので、流動負債、未払金その他でございますが、合計で1億1,192万5,394円で、負債の合計も同額でございます。

次に、資本の部でございます。

この資本金につきましては、固有資本金、組入資本金などの自己資本金、それから企業債でございます借入資本金となっております。この合計は32億752万6,548円でございますが、前年比で97.9%ということになっております。借入資本金である企業債の減があらわれております。

次に、６の剰余金、（１）の資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などでございますが、28億4,620万8,078円、昨年並みでございます。

（２）の利益剰余金につきましては、各種積立金、それから当年度未処分利益剰余金の合計で8,905万9,323円となりまして、前年対比で198.6%、約２倍となっております。

これによりまして、剰余金合計でございますが、29億3,526万7,401円、前年対比で101.5%となり、資本合計につきましては61億4,279万3,949円、負債資本の合計は、資産合計と同額の62億6,204万4,343円となっております。

以上が貸借対照表でございます。

次に、204ページでございます。

収益費用の明細書でございます。

1 款水道事業収益 2 項 1 目給水収益につきましては、水道料金とメーター使用料を合わせたものでございます。前年比 0.5%の微増でございます。

2 目受託工事費につきましては、町道改良、公共下水道等により関係する工事の受託収入でございます。前年比で若干、工事が多くなりまして、前年の 2.4倍となっております。

3 目加入金につきましては、吉岡南、杜の丘などの新規加入によりまして収入したものでございますが、前年の75.1%ということになっております。

4 目その他営業収益につきましては、材売収益の売却代でございます。手数料につきましては、設計審査料、回線手数料などでございます。雑収益につきましては、下水道使用料などの徴収業務の受託料、それから消火栓維持管理料などでございます。

2 項営業外収益となりますが、1 目他会計補助金につきましては、一般会計補助金で高料金対策、簡易水道に対するもの、それから受水費の留保解消分等の内容で繰り入れしているもので、前年対比16.9%の増となっております。

3 目開発負担金につきましては、吉岡南第二区画整理組合、それから大和流通団地関連、民間アパートなどで収入されたものでございます。

4 目の 3 節雑収益につきましては、第三者による施設破損等による損害請求額でございます。

それから、3 項 2 目過年度損益修正益につきましては、今回、平成 9 年度繰入金の翌年度収入額がございましたので、その分の処理でございます。

収益合計は、8 億 6,368万 638円でございます。

205ページになりますが、支出ですね。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目浄配水費、主なものでございますが、1 節から 3 節は職員の人件費、7 節賃金は事務費の補助員 6 カ月分でございます。7 節につきましては通信運搬費で、一般電話料、それから監視用テレメーター等の専用回線料などでございます。8 節保険料につきましては、自動車、建物、機械設備等に係る保険料でございます。9 節委託料につきましては、メーター検針委託料、それから水質検査委託、メーター

一交換業務委託などに要したものでございます。12節の動力費につきましては、町内6カ所のポンプ場、配水池等における動力電気料でございます。それから、14節修繕料につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。15節受水費につきましては、県広域水道からの受水料金でございます。前年対比で3.1%増となっております。16節賃借料につきましては、水道料金調定収納システム、企業会計システムなどの電算システムの借上料でございます。

2目の受託工事費につきましては、受託関係工事に伴う布設がえに要した費用でございます。

3目の総係費につきましては、運営管理に要する事務費でございます。1節報酬につきましては、水道事業審議会委員15名分の報酬でございます。1回開催でございます。5節委託料につきましては、水道庁舎の宿日直業務の委託料でございます。9節賃借料につきましては、石倉ポンプ場の用地賃借料でございます。

4目減価償却費につきましては、建物、構築物、車両、機械器具などの水道事業所所有の資産の本年度償却分でございます。

6目その他営業費用につきましては、コードカバー、分水サドルなどの在庫部品の購入原価の計上でございます。

2項営業外費用でございますが、1目支払利息は企業債の支払利息でございます。

雑支出につきましては、第三者による施設破損修繕費等、それから消費税等の計上でございます。

次に、206ページをお願いいたします。

206ページにつきましては、固定資産の明細書でございます。資産の種類別に整理しております。合計で説明をいたします。

年度当初額でございますが、81億6,686万3,174円でございます。当年度増加額、当年度減少額が計上ございます。年度末現在高が82億3,398万7,116円となっております。

なお、本年度におきまして、六次拡張事業資産、これを建設仮勘定から各資産へ振り替えを行っております。そのために当年度増加額、減少額が今回記載額が多くなっております。

次に、減価償却累計額でございますが、本年度償却額の計上によりまし

て累計償却額が25億 7,188万 2,330円となりまして、年度末の償却未済額56億 6,210万 4,786円となっております。

次に、2の無形固定資産明細書でございますが、こちらは年度当初に対しましてダム使用権の当年度の償却分の減少によりまして、現在高84万 9,681円ということになっております。

207ページ、208ページにつきましては、企業債の現在高の明細書となっておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

これより平成20年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。

監査委員三浦春喜君。

代表監査委員 （三浦春喜君）

それでは、決算審査の意見書並びに財政健全化審査の意見書を出していただきます。

最初に、本町の財政健全化審査意見書を朗読報告いたさせていただきます。

1ページの町長あてに出した意見の提出でございますが、朗読いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付されました平成20年度財政健全化判断比率及び公営企業にかかわる資金不足比率について……。

議 長 （大須賀 啓君）

監査委員さん、済みませんが、最初、決算審査の意見書から。

代表監査委員 （三浦春喜君）

済みません。

それでは、最初、決算審査の意見書から報告させていただきます。

決算審査意見書を出していただきます。

1ページでございますが、町長に決算審査の報告をいたしたわけござ

いまして、1ページは地方自治法第233条並びに241条の第5項の規定によって、また、公営企業の水道関係につきましての30条第2項の規定によって審査をやったと。そのようなことでご報告をしております。

次に、2ページをお開き願います。

6月26日付にて町長より審査に付されました平成20年度各種会計の決算審査につきまして、浅野会計管理者に立ち会いしていただきまして、松川監査委員とともに審査を執行いたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

第1の審査の対象でございますが、①の平成20年度大和町一般会計決算から、次、2から13までの12の特別会計、並びに、ただいま報告あった大和町水道事業の決算、14項目でございますが、これを審査をいたしました。

次、第2の審査の期間でございますが、平成20年度一般会計決算につきましては、7月6日から8月4日までの17日間、次が、特別会計決算につきましては、7月7日から8月3日の間の6日間でございます。次、各種基金関係につきましては、7月6日から7月16日の間に2日間やっております。次、財産に関する調書につきましては、7月7日1日の中でやらせていただきました。次、水道事業会計決算につきましては、6月18、19日の2日間にわたって審査を執行いたしました。以上、合計で28日間にわたって審査を執行いたしました。

第3の審査の結果でございますが、審査に付されました平成20年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されておりました、会計経理は全般的に適正妥当と認めました。

次、3ページでございますが、歳入の部分が各会計ごとに書いてありますが、合計でご報告いたします。

13の会計の合計でございますが、予算現額が145億8,153万1,000円でありまして、調定額が153億8,835万3,939円、収入済額が140億8,237万2,042円、不納欠損処理額が4,297万5,773円、収入未済額12億6,300万6,124円でございます、予算現額に対する収入割合は96.58%でございます。調定額に対する割合は91.51%でございます。

次、4ページをお開き願います。

4 ページの歳出につきましても、合計だけでご報告をさせていただきます。

歳出の合計額につきましては、予算現額が145億8,153万1,000円、支出済額が134億8,102万9,545円で、明許費が9億8,800万8,000円でございます。不用額につきましては1億1,249万3,455円で、予算現額に対する比率につきましては92.45%でございました。

次、下の方に全部書いているんですが、少し割愛させていただきます、下から2行目から読ませていただきます。

平成20年度会計は、一般会計と12の特別会計で歳入予算総額145億8,153万1,000円、調定額153億8,835万3,000円、収入済額が140億8,237万2,000円で、予算対比96.58%、調定対比が91.51%で、次の5ページに移ります。でありまして、歳出においては予算総額145億8,153万1,000円、支出済額134億8,103万円で、予算現額に対する執行率は92.45%と相なりました。

一般会計で9億3,941万6,000円、下水道特別会計で4,859万2,000円が明許費として翌年度へ繰り越されておりますが、不測の事情によるもので、やむを得ないものと認定いたしました。

平成20年度決算につきましては、一般会計並びに特別会計ともに適正に執行されておるものと認定をいたしました。

次、町債現在高から水道事業まで、事務局より重点的にご報告をさせていただきます。

私からは以上で終わります。

議長（大須賀 啓君）

書記次長瀬戸正志君。

議会事務局班長（瀬戸正志君）

それでは、引き続き、平成20年度大和町各種会計決算審査意見書を朗読説明いたします。

20年度の町債残高でございます。

町債残高につきましては、前年度に比較いたしまして普通会計で4億4,039万1,000円の減、下水道事業会計では9,994万7,000円の減、水道事業会

計では 9,543万 7,000円の減となっております。農業集落排水事業会計については、元金償還が始まったため 526万 8,000円の減となり、戸別合併処理浄化槽会計については、元金償還が始まらないため 3,500万円の増となりました。

本町の公債費比率は、9.6%と、前年度の12.3%に比較して 2.7ポイントの減となり、1けた台の比率に減少しました。町債残高は、全会計を合計すると前年度より6億 610万 3,000円の減となったものの、総額で 160億 3,585万 5,000円と多額になっており、後年度の義務的経費の増加を招くので、長期的視点に立った財政見通しの中での運用になお一層留意する必要がある。

それでは、6ページをお開きください。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支を普通会計（一般会計、奨学事業会計、土地取得会計）について見ると、歳入決算総額87億 3,207万 8,000円、歳出決算総額82億 475万 4,000円となり、歳入は前年度と比較し3億8,137万1,000円の減、歳出においては6億1,036万9,000円の減となっている。歳入歳出差引額は5億 2,732万 4,000円となり、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源は1億 7,520万 8,000円であるため、実質収支も3億 5,211万 6,000円の黒字となった。単年度収支は、5,379万円の黒字、実質単年度収支においては、7,733万 1,000円の黒字となった。

それでは、9ページをお開きください。

財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年の指数の推移は下表のとおりであり、財政力指数が前年度より 0.006ポイント上昇し 0.640となった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比較し 2.5ポイント減少し86.8%となり、上昇傾向だった指数に歯どめがかかった。しかし、指数的にはまだまだ高く、財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められる。また、公債費比率は 2.7ポイント減の 9.6%、地方債許可制限比率も 0.6ポイント減の 7.2%と減少を示したものの、今後も財政運営には十分に留意する必要がある。

歳入の総括でございます。

歳入決算の概要を示すと、平成20年度一般会計予算額は92億 5,416万 5,

000円、収入済額87億 6,000万円となり、前年度と比較し収入済額で 3.8%の減となっている。

町税は、町民税が前年度と比較すると収入済額で 5,679万円（ 4.2%）の増、固定資産税が 4,190万円（ 2.2%）の減となり、総額で昨年度より 1,107万 2,000円の増、36億 9,024万 5,000円の収入済額となり、構成比においても42.1%と昨年度より 1.7ポイント上回った。

町債は、前年度と比較し、収入済額で 2,355万 8,000円、 4.3%増の 5億 7,129万 2,000円となり、歳入全体の 6.5%を占めた。

それでは、14ページをお開きください。

歳入状況を見ると、町税で 2億 8,285万 9,000円（前年度 2億 4,492万 5,000円）、分担金及び負担金 850万 4,000円（前年度 865万 4,000円）、使用料及び手数料 394万 3,000円（前年度 284万 1,000円）、財産収入 22万 4,000円（前年度 55万 7,000円）諸収入 314万 1,000円（前年度 295万 7,000円）、国庫支出金 5億 2,880万 8,000円（前年度 1億 5,086万 5,000円）の収入未済額が生じている。この中で、国庫支出金については繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものである。

町税の収入未済額の内訳は、町民税 1億 1,832万 4,000円、固定資産税 1億 6,049万 6,000円、軽自動車税 403万 8,000円、総額で 2億 8,285万 9,000円となり、前年度と比較して 3,793万 4,000円の増となっている。

一方、国保税の収入未済額も 3,409万 7,000円増の 3億 8,559万 4,000円となり、年々増加傾向にある。国保税と合わせると 6億 6,845万 4,000円という多額の収入未済額となるので、徴収に対する努力は認めるが、税の公平負担の原則から徴収率向上のため策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものである。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の収入未済額についても、税と同様収入確保について特段の努力を望むものである。

町税の不納欠損処分については、前年度と比較し 119万 5,000円の微増となっているものの、その金額は 2,051万円と大きな額となっている。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

それでは、20ページをお開きください。

平成20年度一般会計歳出予算額は92億 5,416万 5,000円、支出済額は82

億 3,763万円で、予算に対する執行率は89.02%である。支出済額を前年度と比較すると5億 7,209万 5,000円の減、不用額については 7,711万 9,000円が生じている。

以下4行は割愛させていただきます。

繰越明許費は、件数で15件、金額で9億 3,941万 6,000円となっており、前年度と比較し、金額で7億6,874万円の大幅な増となった。内訳は、総務費7億9,032万 4,000円（高速バス利用駐車場整備事業、庁舎建設事業、定額給付金事業、過年度還付金事業）、民生費 3,569万 9,000円（子育て応援特別手当給付金事業、コミュニティ広場整備事業、もみじヶ丘児童館外壁修繕事業）、商工費 380万円（黒川商工会割増商品券発行事業、ふれあいの里トイレ改修事業）、土木費 6,536万 7,000円（道路等整備事業、地方道路整備臨時交付金事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業）、消防費 1,222万 6,000円（消防施設維持管理事業、小型消防ポンプ車購入事業）、教育費 3,200万円（吉岡小学校体育館屋根被覆工事）となっているが、それぞれやむを得ないものである。

以下3行は割愛いたします。

不用額 7,711万 9,000円については、前年度に比較して 1,362万 2,000円の減となった。事業の未執行は見受けられないが、なお予算の補正措置等に十分考慮すべきである。

続きまして、特別会計に移ります。

23ページをお開きください。（「休憩」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。
再開は午後1時とします。

午後0時03分	休 憩
午後0時57分	再 開

議長 （大須賀 啓君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
書記次長瀬戸正志君。

議会事務局班長（瀬戸正志君）

それでは、午前に引き続き朗読説明をいたします。

23ページからでございます。

平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入予算額21億 3,407万 9,000円、収入済額21億 5,281万 6,000円（予算対比100.88%）となっており、歳入予算の確保はなされている。

しかし、調定対比については 84.15%であり、収入未済額3億 8,559万 4,000円が発生している。これは前年度と比較し 3,409万 8,000円（9.7%）の増となっており、増加傾向にある。

不納欠損額は、前年度に比較して21万 9,000円の微増となっているものの、その金額は 1,982万 5,000円という大きな額になっている。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

国保税の徴収率については減少に歯どめがきかず、前年度に比較しても6.52ポイントの大幅な減となり、58.89%とついに60%台を割り込んだ。この内訳は、現年度分で3.63ポイント減の83.73%、滞納繰越分で1.09ポイント減の13.66%となっている。滞納分については、昨年度より減少し13%台まで落ち込んでいる。現年度分についても昨年度と比較して大きく徴収率を落としており、収入未済額が年々増加しているため、今後も徴税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものである。

歳出については、支出済額21億 1,763万 8,000円で99.23%の執行率となっている。被保険者数は6,247人で、前年度と比較して953人、18%の増となっている。

以下6行は割愛させていただきます。

26ページをお開きください。

（2）の介護保険事業勘定特別会計においても209万 3,000円の不納欠損が発生しているものの、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

34ページをお開きください。

平成20年度の下水道事業特別会計については、歳入予算総額14億 9,579万 7,000円、調定額14億 8,285万 4,000円、収入済額14億 4,797万 2,000円で、予算対比96.8%、調定対比97.6%となった。

収入未済額の3,433万 6,000円の内訳は、受益者負担金309万 5,000

円、下水道使用料 694万 5,000円、国庫補助金 2,429万 6,000円となっており、前年度と比較して受益者負担金で16万 4,000円の増、下水道使用料で69万円の増となった。なお、国庫補助金については、繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものである。

不納欠損処分については、54万 5,830円となっているが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めた。

水洗化普及状況については、水洗化率が83.6%と、前年度対比で 0.3%の減となっており、普及についてはなお一層の啓発を望むものである。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、土地取得特別会計については、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており、適正と認めた。

なお、その他の特別会計についても、歳入歳出とも議決どおり執行されており、適正と認めております。

それでは、大和町水道事業会計でございます。

上段から6行については割愛させていただきます。

平成20年度の給水状況については、給水人口が2万 2,996人で、前年度と比較して 517人、 2.3%の増、給水戸数が 8,183戸で、前年度と比較し 201戸、 2.5%の増、年間配水量は 284万 5,846立方メートルと、前年度に比較して 3,414立方メートル、 0.1%の減、年間給水量は 235万 1,835立方メートルと、前年度に比較して 5,568立方メートル、 0.2%の増となり、有収率は前年度と比較し 0.3ポイント増の82.6%となっている。

以下7行は割愛いたします。

財政状況については、収益的収支で収入総額 8億 6,368万 638円（税抜き）に対して歳出総額が 8億 946万 6,380円（税抜き）となり、その差引額 5,422万 4,258円が当年度純利益となっている。前年度に比較すると、給水人口・給水戸数・給水収益はわずかな増加となったものの、開発負担金においては企業の立地等による大幅な増加があり、黒字の要因となっている。これらに対し、費用の面では大崎広域水道からの受水費留保水量が平成18年度から段階的に解除されたことによる受水費の増加はあったものの、支出利息の減少等により収支においては利益が確保された。

また、資本的収支においては、収入総額 1億 8,864万 6,449円（税込み）に対し、支出総額 3億 3,732万 5,712円（税込み）で、その差 1億 4,

867万 9,263円については、過年度分損益勘定留保資金 1億 3,582万 6,419円、建設改良積立金 1,000万円、消費税資本費収支調整額 285万 2,844円をもって補てんしている。

まだまだ景気が好転しない状況下で、収益的収支については一般会計からの補助金や開発負担金により20年度までは黒字になっている。今後は開発負担金の大幅な減収が見込まれるなど、経常収支は大変厳しいものになることが予想されるので、株式会社東京エレクトロンやパナソニックEVエネルギー等の企業立地や従業員の定住などによる波及効果に期待するとともに、本町の水道事業に合った料金体系を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものである。

経理については、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めております。

それでは、最後の40ページをお開きください。

財産管理でございます。

公有財産の管理については、普通財産、行政財産とも取得、処分、所管替等の都度台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られております。

以下2行は割愛いたします。

物品調達基金、肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用については、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。

監査委員三浦春喜君。

代表監査委員 (三浦春喜君)

それでは、別紙の財政健全化審査意見書を出していただきたいと思えます。

1ページは午前中にちょっと朗読したので割愛させていただきます。

次、2ページをお開き願います。

普通会計の財政健全化審査意見書でございますが、審査の結果ですね。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項について、下記の欄になっておるわけでございます。

①の20年度の実質赤字比率、次の連結実質赤字比率、これは該当になっておりません。それで、実質公債費比率につきましては、20年度は13.3%、将来負担比率につきましては31.6%でございます。

その(2)に個別意見がありますので、朗読だけさせていただきます。

実質赤字比率につきましては、平成20年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率に該当いたしておりません。その黒字の比率は5.81%で、適正な比率となっております。

②につきましては、連結実質赤字比率について、平成20年度の連結実質赤字比率は黒字になっておりまして、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は14.85%で、適正な比率でございます。

③につきましては、実質公債費比率について、平成20年度の実質公債費比率は13.3%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好な比率でございます。

④につきましては、将来負担比率について、平成20年度の将来負担比率は31.6%となっておりまして、早期健全化基準の35%と比較すると大幅な下回りでございまして、良好な比率となっております。

特に改善を要する事項につきましてはありませんでした。

次、水道事業の経営健全化審査意見書でございますが、総体的に総合意見として書いておりますが、審査に付されました下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておるように認定いたしました。

経営健全化比率20%は、これは該当事項になっておりません。

個別意見につきましては、資金不足比率について、平成20年度は4億7,984万円の資金余剰額がありまして、資金不足比率には該当いたしておりません。資金不足の状況にはなく良好な状態と認められました。改善事項についてはありませんでした。

次、下水道特別会計の健全化の意見でございますが、これも総合意見としては、記載事項については適正に作成されているものと認定をいたしました。

個別意見ですが、資金不足比率につきましては、平成20年度は 159万 1,000円の資金余剰額がありまして、不足比率には該当いたしておりません。資金不足の状況にはなく良好でございます。

次、農集排についてですが、これも個別意見については、資金不足の比率については、20年度は 8万 1,000円の資金余剰があり、資金不足には該当しておりません。特記事項もございません。

次、戸別処理浄化槽関係につきましても、下の方にありますが、資金不足比率についてですが、平成20年度は39万 7,000円の資金余剰がありまして、これも該当がなく良好な状態でありまして、改善事項はございません。

以上で終わります。

議長 (大須賀 啓君)

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第14号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後 1 時 1 4 分 休 憩
午後 1 時 1 5 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。

委員長に堀籠日出子議員、副委員長に浅野正之議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月12日から9月17日までの6日間、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月12日から9月17日までの6日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は9月18日の決算特別委員会終了後といたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 1 6 分 延 会